

平成 30 年度 第 4 回
地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

平成 30 年 9 月 14 日 (金) 午後 7 時～
西都市議会委員会室

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 中期目標の期間の終了時の検討及び措置（案）について

(2) 第 2 期中期目標（案）について

4 その他

5 閉会

中期目標の期間の終了時の検討及び措置（案）について

1. 根拠法令

地方独立行政法人法

（中期目標の期間の終了時の検討）

第 30 条 設立団体の長は、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2. 実施時期

当該検討を行い、所要の措置を講ずる時期について、根拠法令において、「中期目標の期間の終了時までに」とされているが、これらを次期中期目標・中期計画に反映させるために、次期中期目標を策定するこの時期に検討を行い、措置を講ずることとする。

3. 中期目標の期間の終了時の検討及び措置（案）

西都児湯医療センターは、平成 28 年 4 月 1 日に地方独立行政法人化して以来、年度ごとの業務実績評価において、「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる」、また、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価においても「中期目標を概ね達成する」と評価されている。加えて、今後予定している新病院の開設により、西都児湯医療センターが地域医療に果たす役割は、より重要なものになる。

これらのことから、西都児湯医療センターの業務の継続又は組織の存続の必要性については、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当とする。

また、業務及び組織の全般については、これまでの評価委員会においてご意見やご指摘等をいただいているところである。これを踏まえて、今後の西都児湯医療センターの方向性や求められる業務内容を明らかにし、次期中期目標を策定することをもって当該検討を行い、西都児湯医療センターに指示することで所要の処置を講ずることとする。

検討項目	検討内容及び措置
業務の継続又は組織の存続の必要性	地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行う。
業務及び組織の全般	これまでの議論を踏まえた内容の次期中期目標を策定し、西都児湯医療センターに指示する。

(案)

平成30年9月 日

西都市長 押川 修一郎 様

地方独立行政法人西都児湯医療センター
評価委員会委員長 松本英裕

意見書

地方独立行政法人西都児湯医療センターの中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

西都児湯医療センターは、平成28年4月1日に地方独立行政法人化して以来、当評価委員会の年度ごとの業務実績評価は、「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる」、また、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価においても「中期目標を概ね達成する」と判断している。加えて、今後予定している新病院の開設により、西都児湯医療センターが地域医療に果たす役割は、より重要なものになるものと考えられる。

これらのことから、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当である。

なお、次期中期目標の策定に当たっては、評価委員会において意見、指摘のあった課題等を整理し、地域の中核病院としての役割と経営基盤の安定について、更なる推進を目指していただきたい。

地方独立行政法人西都児湯医療センター 第2期中期目標（案）

前文

地方独立行政法人西都児湯医療センターは、平成28年4月1日の設立以来、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、唯一の地域災害拠点病院として、地域医療の中心的役割を担えるよう機能の充実を図り、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる病院運営を心がけ、質の高い医療サービスの提供に努めてきた。

平成28年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、地方独立行政法人の特徴を活かし、職員が一丸となって目標達成に取り組んだ結果、法人設立の大きな目的の一つであった医師の確保をはじめ、人事評価制度の構築、医療安全管理室の設置等を実現するとともに、地方独立行政法人化に伴う経営の健全化が図られ、一定の成果を上げてきたところである。

第2期中期目標の策定にあたっては、第1期中期目標期間の運営面及び経営面における実績を踏まえながら、公的病院としての役割を果たすとともに、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、また、地域災害拠点病院として、地域の医療機関及び市と密に連携し、地域医療の水準の更なる向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求める。

第1 中期目標の期間

2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

地域にとって不可欠な初期救急医療体制を確実に維持するとともに、医師を始めとする医療職の確保や医師会との連携強化を進めながら、受入時間の延長など、体制の充実に努めること。また、法人での対応が困難な救急医療については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切

な対応を行うこと。

(3) 地域医療連携の推進

地域の医療機関との連携及び協力体制の充実を図り、病病連携・病診連携を推進すること。また、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。

(4) 在宅医療の充実に向けた支援

主治医やケアマネジャー等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。また、地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(5) 地域災害拠点病院としての役割

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯二次医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、災害時に地域災害拠点病院としての機能を十分に発揮できるように、平時においても、緊急時における連絡体制の確保や災害医療訓練を実施するなど、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療スタッフの確保

医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。

(2) 医療安全対策の徹底

患者及び地域住民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療安全管理室を中心に医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(3) クリティカルパス導入の推進

医療連携の強化と医療の標準化・最適化を図るため、クリティカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書）の作成及び運用を進めるとともに、転院後あるいは退院後の医療が円滑に行えるよう地域の医療機関との連携を図ること。

(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分野において高度医療の充実に努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備すること。なお、更新・整備にあたっては、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、適切に実施すること。

(5) 研修制度の確立

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的な研修を行うこと。

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

医療の中心は患者であるという認識の下、患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底し、患者やその家族に必要とされる相談支援体制の強化を図るとともに、多職種の医療スタッフが連携するチーム医療を図ること。

(2) 快適性の向上

診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図るとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 情報発信の推進

病院が提供するサービスや取組みについて、ホームページやその他の媒体を活用し、住民や患者、地域の医療機関に対して分かりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

(4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。また、正職員に限らず、臨時職員等も含めた全職員の接遇研修を定期的に行うものとし、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、その向上に努めること。

4 公的医療機関としての役割

臨床研修医などの受入れを積極的に行うため、大学医学部などの医育機関との連携強化により教育研修体制を充実させ、若手医師の育成に貢献するとともに、地域の医療機関への定着の契機となるよう、公的医療機関としての役割を果たすこと。

5 法令遵守

医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の強化

中期計画及び年度計画を確実に実行し中期目標を達成するため、効率的及び効果的な業務運営を推進するとともに、理事会を中心とした管理運営体制の強化により適切な進捗管理を行うこと。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 効率的な予算の執行

職員のコスト意識の深化を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総括的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な予算の執行を行うこと。

(2) 適切な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切に配置すること。

(3) 人事評価制度の運用

職員の能力や実績を重視し、適切な人事管理を行うことによって、職員全員が常にサービスの向上と業務改善の意識を持って職務を遂行する職場づくりを推進すること。

(4) 病院機能評価の活用

医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価の認定に取り組むとともに、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的な事業運営に努めること。

(3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合においては、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率的・効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

病院施設整備に向けた取組み

「地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本計画」を踏まえ、市及び関係機関との連携の下、新病院建設に向けた病院施設整備を計画的に進めること。

地方独立行政法人西都児湯医療センター中期目標 第1期・第2期対照表

第2期中期目標（案）	第1期中期目標
<p>前文</p> <p>地方独立行政法人西都児湯医療センターは、平成28年4月1日の設立以来、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、唯一の地域災害拠点病院として、地域医療の中心的役割を担えるよう機能の充実を図り、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる病院運営を心がけ、質の高い医療サービスの提供に努めてきた。</p> <p>平成28年度から平成30年度までの第1期中期目標期間中においては、地方独立行政法人の特徴を活かし、職員が一丸となって目標達成に取り組んだ結果、法人設立の大きな目的の一つであった医師の確保をはじめ、人事評価制度の構築、医療安全管理室の設置等を実現するとともに、地方独立行政法人化に伴う経営の健全化が図られ、一定の成果を上げてきたところである。</p> <p>第2期中期目標の策定にあたっては、第1期中期目標期間の運営面及び経営面における実績を踏まえながら、公的病院としての役割を果たすとともに、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、また、地域災害拠点病院として、地域の医療機関及び市と密に連携し、地域医療の水準の更なる向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求める。</p>	<p>前文</p> <p>西都市では、地域住民の救急医療のニーズに対応するため、昭和55年に市が建物を提供し、西都市西児湯医師会が運営する公設民営型の西都市西児湯医師会立西都救急病院（後の西都医師会病院）が設立された。以来30年余に渡り、同病院は、緊急に医療を必要とする患者の救急医療及び入院治療を提供し、多くの市民の命を救うとともに、安全安心な生活環境づくりに貢献してきた。</p> <p>しかし、病院運営の最大の課題は医師不足問題であり、同病院長を兼務する歴代の同医師会長は、常に医師確保対策等に奔走された。特に、平成16年度の新臨床研修医制度の導入以降、同病院への大学からの医師派遣が次々に中止されるなどの度重なる困難を克服され、地域住民への救急医療を守ってこられた。平成23年4月からは、官民共同型として設立された医療法人財団西都児湯医療センターが、引き続き同医師会から夜間当直などの協力を受けながら西都児湯医療圏の中核的医療機関として、初期救急医療体制の維持とともに、脳神経外科・呼吸器内科を中心とした医療を地域住民に対して提供している。</p> <p>こうした中、国は、団塊の世代が後期高齢者に突入する平成37年（2025年）に向けた高齢者医療の充実と医療費の抑制を目指し、医療制度改革や診療報酬改定に取り組んでいる。加えて、全国的な医師不足の問題は、当医療圏においてもいまだ深刻であり、当医療センターでも医師の確保は喫緊の課題となっている。また、高齢化の進行に伴う医療需要の変化など、当医療センターを取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していく必要があり、加えて、南海トラフ巨大地震などの災害発生に備えて、地域災害拠点病院としての役割を果たすことも求められている。</p> <p>このような地域に求められる役割を継続的かつ安定的に提供していくためには、</p>

当医療センターが医師をはじめとする医療職を確保できる体制を整備し、安定した経営の下で運営される必要がある。

そのためには、地域住民や関係機関・団体、大学等との連携・支援体制の強化が不可欠であるとともに、より公的な医療機関としての位置づけを明確にし、確実な医師確保につなげる必要があるため、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）を設立することとした。

法人が、透明性、安定性、自立性といった地方独立行政法人の特徴を最大限に活かし、地域の医療機関との連携によって地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求め、ここに基本的な方針としての中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

地域にとって不可欠な初期救急医療体制を確実に維持するとともに、医師を始めとする医療職の確保や医師会との連携強化を進めながら、受入時間の延長など、体制の充実に努めること。また、法人での対応が困難な救急医療については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

地域にとって不可欠な初期救急医療体制を確実に維持するとともに、医師を始めとする医療職の確保や医師会との連携強化を進めながら、受入時間の延長など、体制の充実に努めること。また、法人での対応が困難な救急については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対

な対応を行うこと。

(3) 地域医療連携の推進

地域の医療機関との連携及び協力体制の充実を図り、病病連携・病診連携を推進すること。また、紹介された患者の受け入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。

(4) 在宅医療の充実に向けた支援

主治医やケアマネジャー等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。また、地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(5) 地域災害拠点病院としての役割

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯二次医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、災害時に地域災害拠点病院としての機能を十分に發揮できるように、平時においても、緊急時における連絡体制の確保や災害医療訓練を実施するなど、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療スタッフの確保

医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。

(2) 医療安全対策の徹底

患者及び地域住民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療安全管理室を中心に医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(3) クリティカルパス導入の推進

応を行うこと。

(3) 医療連携の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、充実した医療設備や手厚い看護体制によって症状の安定化を図り、地域の医療機関若しくは高齢者施設へのスムーズな受渡しを行うなど、医療連携の推進・強化に努めること。

(4) 地域災害拠点病院としての役割

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療職の確保

医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。

(2) 医療安全対策の徹底

患者や職員に関する安全の確保のための医療安全体制を整備し、医療安全対策の充実を図ること。

(3) クリニカルパス導入の推進

医療連携の強化と医療の標準化・最適化を図るため、クリティカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書）の作成及び運用を進めるとともに、転院後あるいは退院後の医療が円滑に行えるよう地域の医療機関との連携を図ること。

(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分野において高度医療の充実に努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備すること。なお、更新・整備にあたっては、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、適切に実施すること。

(5) 研修制度の確立

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的な研修を行うこと。

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

医療の中心は患者であるという認識の下、患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底し、患者やその家族に必要とされる相談支援体制の強化を図るとともに、多職種の医療スタッフが連携するチーム医療を図ること。

(2) 快適性の向上

診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図るとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

医療連携の強化と医療の標準化・最適化を図るため、クリティカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書）の導入に努めること。

(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分野において高度医療の充実に努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備すること。

(5) 研修制度の確立

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的な研修を行うこと。

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 快適性の向上

診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図ること。

(3) 情報発信の推進

病院が提供するサービスや取組みについて、ホームページやその他の媒体を活用し、住民や患者、地域の医療機関に対して分かりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

(4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。また、正職員に限らず、臨時職員等も含めた全職員の接遇研修を定期的に行うものとし、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、その向上に努めること。

(削除)

4 公的医療機関としての役割

臨床研修医などの受入れを積極的に行うため、大学医学部などの医育機関との連携強化により教育研修体制を充実させ、若手医師の育成に貢献するとともに、地域の医療機関への定着の契機となるよう、公的医療機関としての役割を果たすこと。

5 法令遵守

医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の強化

(3) 相談窓口の設置及び情報発信

地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口を設置するとともに、積極的な情報発信に努めること。

(4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。

(5) 医療連携体制の充実

地域医療連携室を設置するなど、かかりつけ医をはじめとする医療機関等との連携を緊密にすることで、患者の安心・安全な医療環境が構築されるよう、医療連携体制の充実に努めること。

4 公的医療機関としての役割

臨床研修医などの受入れを積極的に行うため、大学医学部などの医育機関との連携強化により教育研修体制を充実させ、若手医師の育成に貢献するとともに、地域の医療機関への定着の契機となるよう、公的医療機関としての役割を果たすこと。

5 法令遵守

医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

中期計画及び年度計画を確実に実行し中期目標を達成するため、効率的及び効果的な業務運営を推進するとともに、理事会を中心とした管理運営体制の強化により適切な進捗管理を行うこと。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 効率的な予算の執行

職員のコスト意識の深化を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総括的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な予算の執行を行うこと。

(2) 適切な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切に配置すること。

(3) 人事評価制度の運用

職員の能力や実績を重視し、適切な人事管理を行うことによって、職員全員が常にサービスの向上と業務改善の意識を持って職務を遂行する職場づくりを推進すること。

(4) 病院機能評価の活用

医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価の認定に取り組むとともに、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確

法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備すると共に、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。

(2) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾力的に配置すること。

(3) 人事評価制度の構築に向けた検討

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した公正で客観的な人事評価制度の構築に向けた検討を行うこと。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確

に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的な事業運営に努めること。

(3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合においては、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率的・効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

病院施設整備に向けた取組み

「地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本計画」を踏まえ、市及び関係機関との連携の下、新病院建設に向けた病院施設整備を計画的に進めること。

に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的な事業運営に努めること。

(3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合においては、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率的・効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院施設整備に向けた取組み

市が策定した「地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本構想」を踏まえ、市及び関係機関との連携の下、新病院建設に向けた病院施設整備を計画的に進めること。

第2期中期目標策定スケジュール

9月14日（金） 〔第4回評価委員会〕	中期目標（案）の審議
9月中旬～下旬	中期目標修正案の確認
9月下旬～10月下旬	パブリックコメント
11月初旬 〔第5回評価委員会〕	中期目標最終案の審議 ⇒ 確定 ⇒ 市長へ意見書提出
12月	市議会へ上程 ⇒ 議決 ⇒ 市長が法人に指示